

料金改定に係る「公聴会」・「国民の声」のお知らせ

平成28年10月7日
相馬ガス株式会社

今般、平成28年10月6日付けで弊社は小口部門13.17%、供給約款部門13.04%の改定率の料金改定に係る供給約款変更認可申請を東北経済産業局に提出いたしました。

今回の料金改定は、供給能力向上のために実施した熱量変更事業に係る繰延資産の償却終了に伴う総原価の見直しによるものであります。

本料金改定の手続きの一環として、認可を行う東北経済産業局が市民の皆様からのご意見を聞くために以下の2つの手続きを進めております。

【1. 公聴会】

以下の日時、会場において公聴会を開催いたします。事前に登録をしていただいた上で、会場においていただき直接ご意見を述べるすることができます。

日 時 : 平成28年11月24日(木) 午後1時15分から
会 場 : 南相馬市民情報交流センター中会議室
(福島県南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1)

※ 公聴会で意見を述べる場合には、事前(提出期限: 11月10日(木)17時)に東北経済産業局に意見の概要を届け出る必要があります。また、傍聴を希望する場合にも同様に事前に登録する必要があります。

【2. 国民の声】

電子メール等によりご意見等を提出することができる「国民の声」という制度もございます。こちらは、11月24日(木)17時までにご意見を提出することができ、特段何らかの場においていただく必要はございません。

両手続きに関する詳細につきましては、東北経済産業局のホームページをご覧ください。意見の概要の届出には提出期限がありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

東北経済産業局 資源エネルギー環境部
電力・ガス事業課 ガス公聴会・国民の声 担当
電 話 022-221-4941
メール thk-gasjigyo@meti.go.jp
http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas.html
または、“東北経済産業局 ガス公聴会”で検索

相馬ガス株式会社

電話 0244-22-4101
<http://www.somagas.jp/>(ホームページ内のお問合せフォームをご利用ください)